

試験方法名称 「携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備の特性試験方法」

略称 「携帯無線通信陸上移動局（中継）の特性試験方法」

「証明規則第2条第1項第10号に掲げる無線設備（設備規則第49条の6においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第14条の表10の項に規定する無線局をいう。）に使用するための無線設備）」

一 一般事項

1 試験場所の環境

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、JIS Z 8703による常温5～35℃の範囲、常湿45～85%（相対湿度）の範囲内とする。

(2) 認証における特性試験の場合

上記に加えて周波数の偏差については温湿度試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

2 電源電圧

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

電源は、定格電圧を供給する。

(2) 認証における特性試験の場合

電源は、定格電圧及び定格電圧±10%を供給する。ただし次の場合を除く。

- ア 外部電源から受験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける受験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±1%以下であることが確認できた場合。この場合は定格電圧のみで試験を行う。
- イ 電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか受験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合。この場合は定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で試験を行う。

3 試験周波数

- (1) CDMA携帯無線通信方式、DS-CDMA携帯無線通信方式、MC-CDMA携帯無線通信方式、T-HCDMA携帯無線通信方式、T-CDMA携帯無線通信方式及びSC-FDMA携帯無線通信方式等、中継する携帯無線通信方式の各方式ごとに試験を行う。
- (2) 受験機器の発射可能な周波数帯が800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯の周波数帯を使用する場合は、各周波数帯域毎に行う。
- (3) 試験周波数は、陸上移動局対向器（下り）に使用される周波数帯域及び、基地局対向器（上り）に使用される周波数帯域毎とする。
- (4) 各周波数帯域において、受験機器の中継可能な周波数が3波以下の周波数帯域の場合は、全波で全試験項目について試験を実施する。
- (5) 各周波数帯域において、受験機器の中継可能な周波数が4波以上の周波数帯域の場合は、上中下の3波の周波数で全試験項目について試験を実施する。なお、中心周波数にできない場合は中心周波数に最も近い割当周波数、中心周波数からの離調周波数が同じ場合はどちらかの周波数を選択して試験を行う。
- (6) 「隣接チャネル漏洩電力」については、(4)、(5)において、上下の周波数について試験を実施する。

- (7) 「スプリアス発射又は不要発射の強度」、「隣接チャネル漏洩電力」、「空中線電力の偏差」については、(4)から(6)に加えて各周波数帯域毎に中継可能な全周波数を同時に送信した状態で試験を実施する。
- (8) 複数の電気通信事業者の周波数帯域を扱う無線設備にあっては、電気通信事業者毎に割り当てる周波数帯域毎に、上記(3)から(7)の周波数で試験を実施する。

4 試験信号入力レベル

- (1) 試験信号入力レベルは、(工事設計書記載の出力レベル最大値－工事設計書記載の利得+5 dB)とする。ただし、過入力に対し送信を停止する機能を有する場合は、入力レベルは送信を停止する直前の値とする。個別試験項目における「規定の入力レベル」は、上記の試験信号入力レベルをいう。
- (2) 受験機器が利得可変機能を有する場合、試験信号入力レベルは上記に加え、最低利得状態と最大利得状態の両方の試験信号入力レベルで行う。個別試験項目における「規定の入力レベル」は、(1)に加え上記2つの試験信号入力レベルをいう。
ただし、利得可変部が入力側のみにあるものは最低利得状態、利得可変部が出力側のみにあるものは最大利得状態の入力レベルに設定するなど、全ての試験項目で厳しい値になる入力レベルが特定できる場合は、その入力レベルのみで試験を実施し、他の入力レベルの試験は省略できる。
- (3) 個別試験項目で、入力レベルを指定している場合は個別試験項目の指定による。

5 試験条件

(1) 試験環境等

受験機器の入力信号と出力信号の周波数が等しく、利得が大きいため、試験において入出力の結合により発振等の障害が起きないよう、接続ケーブルや使用測定器のアイソレーションに十分注意する必要がある。もし入出力のアイソレーションが取れない場合には、シールドボックスを用いる等の対策を行う。

(2) 入力試験信号

入力試験信号として用いる信号発生器は、無変調キャリア及び中継を行う全ての携帯無線通信方式の標準的な変調（標準符号化試験信号による変調）をかけた信号（連続波）を出力できるものであること。各携帯無線通信方式において、許容値に対して最も余裕のない変調を特定できる場合は、その変調をかけた信号（連続波）を出力するだけでも良い。

なお、この信号発生器自身の位相雑音、隣接チャネル漏洩電力、不要発射、相互変調歪、占有周波数帯幅等の性能は、試験項目によっては測定結果に影響を与える場合があるので、影響の無いように十分高い性能を有するものを使用すること。

6 予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が明記されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。その他の場合は予熱時間をとらない。

7 測定器の精度と較正等

- (1) 試験値に対する測定精度は必要な試験項目において説明している。測定器は較正されたものを使用する必要がある。
- (2) 測定用スペクトル分析器はデジタルストレージ型とする。
- (3) 受験機器の擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器とする。

8 本試験方法の適用対象

本試験方法は、次の機能や動作条件が設定できるものに適用する。

- (1) 必要とされる受験機器の試験用動作モード

- (ア) 強制送信制御（連続送信状態）
- (イ) 強制受信制御（連続受信状態）
- (2) 受験機器に備える試験用端子
 - (ア) アンテナ端子（送受信装置の出力端からアンテナ給電線の入力端の間で、測定技術上支障のない点）
 - (イ) 動作モード制御端子（キー操作、制御器等により設定可能であれば不要）

9 その他

- (1) 試験用治具等

受験機器を試験状態に設定するために必要なテストベンチ、制御機器等は申込者が個々に準備する。

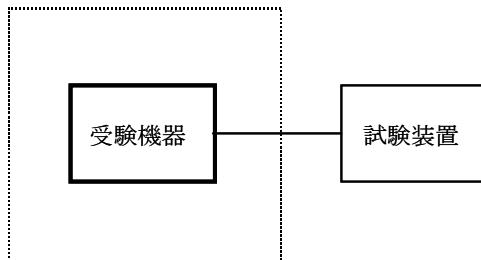
- (2) 本試験方法は標準的な方法を定めたものであるが、これに代わる他の試験方法について技術的に妥当であると証明された場合には、その方法で試験しても良い。

10 その他の条件

- (1) 複数の空中線を使用する空間分割多重方式（アダプティブアレーランテナ）等を用いるものにあっては、技術基準の許容値が電力の絶対値で定められるものについて、各空中線端子で測定した値を加算して総和を求める。
- (2) 複数の空中線を使用する空間多重方式（MIMO）を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を求める。
- (3) 中継方式は非再生中継方式であること。

二 溫湿度試験

1 測定系統図



温湿度試験槽（恒温槽）

2 受験機器の状態

- (1) 規定の温湿度状態に設定して、受験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、受験機器を非動作状態（電源OFF）とする。
- (2) 規定の放置時間経過後（湿度試験にあっては常温常湿の状態に戻した後）、受験機器の動作確認を行う場合は、受験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3 測定操作手順

- (1) 低温試験

- (ア) 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（0°C、-10°C、-20°Cのうち受験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。
- (イ) この状態で1時間放置する。
- (ウ) 上記(イ)の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧（一般事項の2 電源電圧（2）参照）を加えて受験機器を動作させる。

(エ) 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定する。

(周波数の具体的な測定方法は、「周波数の偏差」の項目を参照)

(2) 高温試験

(ア) 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40°C、50°C、60°Cのうち受験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ常湿に設定する。

(イ) この状態で1時間放置する。

(ウ) 上記(イ)の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧（一般事項の2 電源電圧（2）参照）を加えて受験機器を動作させる。

(エ) 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定する。

(周波数の具体的な測定方法は、「周波数の偏差」の項目を参照)

(3) 湿度試験

(ア) 受験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35°Cに、相対湿度95%又は受験機器の仕様の最高湿度に設定する。

(イ) この状態で4時間放置する。

(ウ) 上記(イ)の時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、規定の電源電圧（一般事項の2 電源電圧（2）参照）を加えて受験機器を動作させる。

(エ) 試験装置を用いて受験機器の周波数を測定する。

(周波数の具体的な測定方法は、「周波数の偏差」の項目を参照)

4 その他の条件

(1) 本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

(2) 常温（5°C～35°C）、常湿（45%～85%（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には本試験項目は行わない。

(3) 使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

(4) 常温、常湿の範囲を超える場合であっても、3(1)から(3)の範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

(5) 本試験は、入出力の信号で周波数が変化しない以下の方には適用しない。

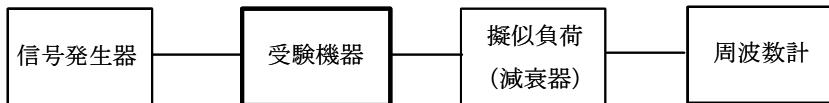
(ア) R F信号を增幅器等のみで中継し周波数変換をしない無線設備。

(イ) R F信号を I F信号に変換し帯域制限等を行った後、再度R F信号に戻す方式で、共通の局部発振器を使用し同一周波数に戻す無線設備。

(ウ) 中継する信号を、A／D変換器を介しデジタル信号処理を行いD／A変換器によりアナログ信号とする信号処理を行う場合には、これらの信号処理において周波数が変動しない（入出力の周波数が同一となる。）ことが証明された場合及び用いるクロック周波数が変動した場合においても、入力周波数に対し出力の周波数が変動しない無線設備。

三 周波数の偏差

1 検定系統図



2 検定器の条件等

- (1) 周波数計としては、カウンタ又は、スペクトル分析器を使用する。
- (2) 周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の $1/10$ 以下の確度とする。
- (3) 信号発生器を試験周波数に設定し、無変調の連続波として、規定のレベルを受験機器に加える。

3 受験機器の状態

試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。

4 検定操作手順

- (1) 受験機器の周波数を測定する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

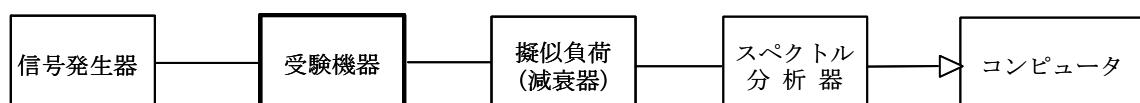
- (1) 結果は、測定値を MHz 単位で表示するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を Hz 単位で (+) 又は (-) の符号をつけて表示する。また、割当周波数に対する許容偏差を Hz 単位で表示する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値の内、最も偏差の大きなものを表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も表示する。

6 その他の条件

- (1) 信号発生器の偏差も含めて測定しているため信号発生器の確度に留意する必要がある。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合であっても、以下の場合は、一の代表的な空中線端子の測定結果を測定値としてもよい。
 - (ア) R F 信号を增幅器等のみで中継し周波数変換をしない無線設備。
 - (イ) R F 信号を I F 信号に変換し帯域制限等を行った後、再度 R F 信号に戻す方式で、共通の局部発振器を使用し同一周波数に戻す無線設備。
- (3) 入力試験信号として変調波を用いる場合は、波形解析器を用いて測定すること。ただし、波形解析器を周波数計として使用する場合は、測定確度が十分あることに注意を要する。
- (4) (3) の変調波として、2 (3) の信号発生器は、中継を行う全ての携帯無線通信方式の標準的な変調（標準符号化試験信号による変調）をかけた信号（連続波）を出力できることである。
- (5) (3) の方法で測定を行った場合は、中継を行う各携帯無線通信方式ごとに測定値を表示する。

四 占有周波数帯幅

1 検定系統図



2 測定器の条件等

(1) 信号発生器は試験周波数に設定し、連続送信状態とする。最大の占有周波数帯幅となる条件で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。

(2) スペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	許容値の約 2 ~ 3 . 5 倍
分解能帯域幅	許容値の約 1 % 以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍程度
Y 軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より 50 dB 以上高いこと
データ点数	400 点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

(3) スペクトル分析器の測定値は、外部または内部のコンピュータで処理する。

3 受験機器の状態

(1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。

(2) 受験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

(1) 掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(2) 全データについて、dBm 値を電力次元の真数（相対値で良い）に変換する。

(3) 全データの電力総和を求め、「全電力」として記憶する。

(4) 最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の 0 . 5 % となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。

(5) 最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の 0 . 5 % となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。

(6) 下り方向と上り方向の各々測定する。

(7) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

(1) 占有周波数帯幅は、（「上限周波数」 - 「下限周波数」）として求め、MHz の単位で表示する。

(2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値の内、最も大きなものを表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も表示する。

6 その他の条件

(1) 本試験は、信号発生器の変調条件や性能に依存するため、疑義が生じる場合は信号発生器の試験信号を確認する。

(2) 2 (1) において、最大の占有周波数帯幅となる状態とは、サブキャリア数を最大にして占有周波数帯幅が最大となる状態とする。

(3) 2 (1) において、規定の入力レベルとは、一般事項の 4 試験信号入力レベルの項

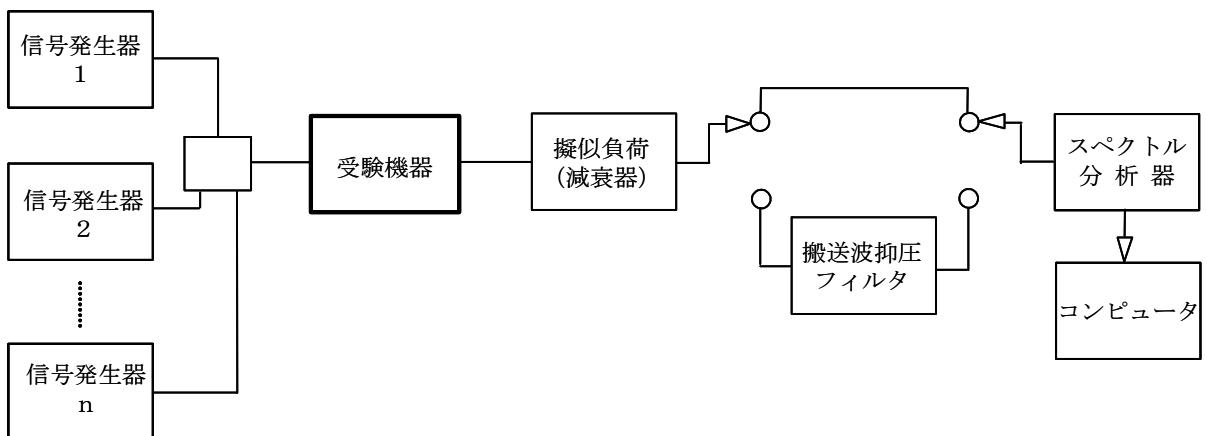
で定める「規定の入力レベル」とする。

- (4) 2 (1)において、占有周波数帯幅が最大になる状態とは、全サブキャリアが同時に送信する状態のみでなく、2 (2)において波形が変動しなくなるまで連続掃引することによって、占有周波数帯幅が最大となる状態である。
- (5) 2 (2)において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、信号発生器の変調出力として、全サブキャリアが同時に送信する状態（注1）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件及び、直接拡散方式の連続送信状態で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードをRMS平均としても良い。
- 注1：全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリアが電波を発射する状態。なお、DCサブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を発射しないサブキャリアは、電波を発射することを要しない。
- (6) 直接拡散方式の連続送信状態の場合は、掃引モードを単掃引として測定しても良い。

五 スプリアス発射又は不要発射の強度（下り）

（設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く）

1 測定系統図



注 コンピュータは、振幅の平均値を求める場合に使用する。

2 測定器の条件等

(1) 搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。

(2) 信号発生器1からnの設定は、次のようにする。

中継可能な全周波数を送信した状態の試験は、信号発生器1からnは各割当周波数に設定し、送信周波数帯域内の全ての割当周波数において連続送信状態とし、1波ごとに送信した状態の試験は信号発生器1を用いる。また、変調条件は最大出力状態となる条件で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。

なお、信号発生器自身の隣接チャネル漏洩電力、位相雑音及び相互変調歪特性に注意する。隣接チャネル漏洩電力や位相雑音及び相互変調歪等を低減させるために、必要に応じて各信号発生器の出力に帯域通過フィルタやアイソレータ等を挿入する。

(3) 不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅 (注1)

分解能帯域幅 (注1)

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

掃引時間	測定精度が保証される最短時間
Y 軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注 1 : 掃引周波数幅と分解能帯域幅は次の通りとする。

(800 MHz 帯)

(送信する電波の周波数が 860 MHz を超え 895 MHz 以下のもの)

[掃引周波数幅]	[分解能帯域幅]
----------	----------

9 kHz～150 kHz	1 kHz
150 kHz～30 MHz	10 kHz
30 MHz～1,000 MHz	100 kHz

(送信周波数帯域端から 10 MHz 未満を除く。)

又は 1,000 MHz 未満	1 MHz
-----------------	-------

(送信周波数帯域端から 10 MHz 未満を除く。)

1,000 MHz～12.75 GHz	1 MHz
---------------------	-------

(1.5 GHz 帯) (1.7 GHz 帯) (2 GHz 帯)

(送信する電波の周波数が、1,475.9 MHz を超え 1,510.9 MHz 以下、1,844.9 MHz を超え 1,879.9 MHz 以下又は 2,110 MHz を超え 2,170 MHz 以下のもの)

[掃引周波数幅]	[分解能帯域幅]
----------	----------

9 kHz～150 kHz	1 kHz
150 kHz～30 MHz	10 kHz
30 MHz～1,000 MHz	100 kHz
1,000 MHz～12.75 GHz	1 MHz

(送信周波数帯域端から 10 MHz 未満を除く。)

(1,884.5 MHz 以上 1,919.6 MHz 以下を除く。)

1,884.5 MHz～1,919.6 MHz	300 kHz
-------------------------	---------

(4) 不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	不要発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	(注 2)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最短時間
Y 軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注 2 : 分解能帯域幅は各周波数帯毎に次の通りとする。

(800 MHz 帯)

(送信する電波の周波数が 860 MHz を超え 895 MHz 以下のもの)

9 kHz 以上 150 kHz 未満	: 1 kHz
---------------------	---------

1 5 0 kHz 以上 3 0 MHz 未満	: 1 0 kHz
3 0 MHz 以上 1, 0 0 0 MHz 未満	: 1 0 0 kHz
又は 1, 0 0 0 MHz 未満	: 1 MHz
1, 0 0 0 MHz 以上 1 2. 7 5 GHz 未満	: 1 MHz

(1. 5 GHz 帯) (1. 7 GHz 帯) (2 GHz 帯)

(送信する電波の周波数が、1, 4 7 5. 9 MHz を超え 1, 5 1 0. 9 MHz 以下、1, 8 4 4. 9 MHz を超え 1, 8 7 9. 9 MHz 以下又は 2, 1 1 0 MHz を超え 2, 1 7 0 MHz 以下のもの)

9 kHz 以上 1 5 0 kHz 未満	: 1 kHz
1 5 0 kHz 以上 3 0 MHz 未満	: 1 0 kHz
3 0 MHz 以上 1, 0 0 0 MHz 未満	: 1 0 0 kHz
1, 0 0 0 MHz 以上 1 2. 7 5 GHz 未満	: 1 MHz
(1, 8 8 4. 5 MHz 以上 1, 9 1 9. 6 MHz 以下を除く。)	
1, 8 8 4. 5 MHz 以上 1, 9 1 9. 6 MHz 以下	: 3 0 0 kHz

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。
- (2) 受験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器の設定を 2 (3) とし、各掃引周波数幅毎に不要発射を探索する。なお、送信周波数帯域内及び送信周波数帯域端から 1 0 MHz 未満の範囲を探索から除外する。ただし、1, 8 8 4. 5 MHz 以上 1, 9 1 9. 6 MHz 以下の周波数帯にあっては、この限りでない。
- (2) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を 1 0 0 MHz、1 0 MHz 及び 1 MHz のように分解能帯域幅の 1 0 倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記 2 (4) とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ (dBm 値) を電力の真数に変換し、平均を求めて（すなわち全データの総和をデータ数で除し）それを dBm 値に変換し、不要発射の振幅値とする。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 結果は、上記で測定した不要発射の振幅値を技術基準で定められた単位を用いて、各帯域幅あたりの絶対値で、周波数とともに表示する。

9 kHz 以上	1 5 0 kHz 未満 : dBm / 1 kHz
1 5 0 kHz 以上	3 0 MHz 未満 : dBm / 1 0 kHz
3 0 MHz 以上	1 GHz 未満 : dBm / 1 0 0 kHz
	1 GHz 未満 : dBm / 1 MHz
1 GHz 以上	1 2. 7 5 GHz 未満 : dBm / 1 MHz
1, 8 8 4. 5 MHz 以上	1, 9 1 9. 6 MHz 以下 : dBm / 3 0 0 kHz

- (2) 多数点を表示する場合は、許容値の帯域毎にレベルの降順に並べ周波数とともに表示する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波

数ごとにおける総和を（1）の単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の1波を（1）の単位で周波数とともに表示する。

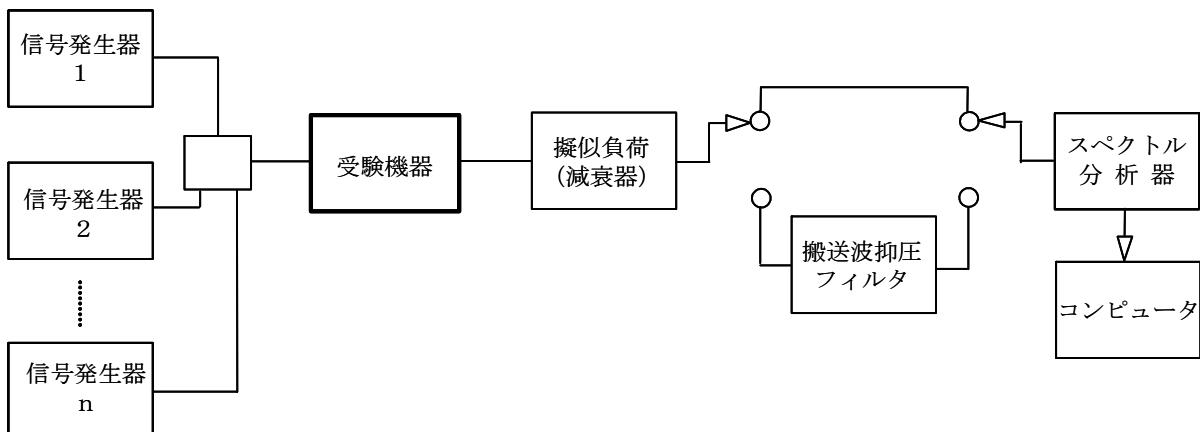
6 その他の条件

- (1) 4 (3) で測定した場合は、スペクトル分析器のY軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (2) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「R M S」を用いてよい。
- (3) 搬送波抑圧フィルタを使用する場合、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがある。この場合は、測定値を補正する必要がある。
- (4) 2 (4)において、探索した不要発射周波数が1, 884.5 MHz 以上1, 919.6 MHz 以下の周波数範囲の境界周波数から参照帯域幅の1/2以内の場合は、中心周波数を境界周波数から参照帯域幅の1/2だけ離調させた周波数とする。
- | | |
|--|-------|
| 探索した不要発射周波数 | 中心周波数 |
| 1, 884.50 MHz～1, 884.65 MHz の場合は、1, 884.65 MHz | |
| 1, 919.45 MHz～1, 919.60 MHz の場合は、1, 919.45 MHz | |
- (5) 搬送波近傍等において、スペクトル分析器の分解能帯域幅のフィルタの特性によって、測定値が搬送波等の影響を受ける場合には、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、参照帯域幅内の電力を積算して測定値を求める方法でも良い。
- (6) 送信する電波の周波数が860 MHzを超えるものの1, 000 MHz未満の周波数範囲で参照帯域幅が1 MHzで規定されている技術基準の測定を行う場合であって、分解能帯域幅を1 MHzにできない場合は、(ア)から(ウ)を用いて判定する。
- (ア) 9 kHz～150 kHzの範囲は $-3.3 \text{ dBm}/1 \text{ kHz}$ ($-3 \text{ dBm}/1 \text{ MHz}$ を帯域幅1 kHzに換算した値) を用いる。
- (イ) 150 kHz～30 MHzの範囲は $-2.3 \text{ dBm}/10 \text{ kHz}$ ($-3 \text{ dBm}/1 \text{ MHz}$ を帯域幅10 kHzに換算した値) を用いる。
- (ウ) 30 MHz～1, 000 MHzの範囲は $-1.3 \text{ dBm}/100 \text{ kHz}$ ($-3 \text{ dBm}/1 \text{ MHz}$ を帯域幅100 kHzに換算した値) を用いる。
- (7) 標準信号発生器は割当周波数に対応した複数台を用いることとしているが、複数の割当周波数の変調信号を同時に output できる標準信号発生器を用いても良い。

六 スプリアス発射又は不要発射の強度(上り)

(設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。

(2) 信号発生器 1 から n の設定は、次のようにする。

中継可能な全周波数を送信した状態の試験は、信号発生器 1 から n は各割当周波数に設定し、送信周波数帯域内の全ての割当周波数において連続送信状態とし、1 波ごとに送信した状態の試験は信号発生器 1 を用いる。また、変調条件は最大出力状態となる条件で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。

なお、信号発生器自身の隣接チャネル漏洩電力、位相雑音及び相互変調歪特性に注意する。隣接チャネル漏洩電力や位相雑音及び相互変調歪等を低減させるために、必要に応じて各信号発生器の出力に帯域通過フィルタやアイソレータ等を挿入する。

(3) 不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注 1)
分解能帯域幅	(注 1)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y 軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注 1 : 掃引周波数幅と分解能帯域幅は次の通りとする。

(800 MHz 帯)

(送信する電波の周波数が 815 MHz を超え 850 MHz 以下のもの)

[掃引周波数幅] [分解能帯域幅]

9 kHz ~ 150 kHz	1 kHz
150 kHz ~ 30 MHz	10 kHz
30 MHz ~ 1,000 MHz	100 kHz

(送信周波数帯域端から 10 MHz 未満を除く。)

(815 MHz 超え 850 MHz 以下、

885 MHz 超え 958 MHz 以下を除く)

又は 1,000 MHz 未満 1 MHz

(送信周波数帯域端から 10 MHz 未満を除く。)

(815 MHz 超え 850 MHz 以下、

885 MHz 超え 958 MHz 以下を除く)

815 MHz ~ 850 MHz、	
885 MHz ~ 958 MHz	100 kHz

(送信周波数帯域端から 10 MHz 未満を除く。)

1,000 MHz ~ 12.75 GHz 1 MHz

(1.5 GHz 帯) (1.7 GHz 帯) (2 GHz 帯)

(送信する電波の周波数が 1,427.9 MHz を超え 1,462.9 MHz 以下、
1,749.9 MHz を超え 1,784.9 MHz 以下又は 1,920 MHz を超え 1,
980 MHz 以下のもの)

[掃引周波数幅]	[分解能帶域幅]
9 kHz～1 5 0 kHz	1 kHz
1 5 0 kHz～3 0 MHz	1 0 kHz
3 0 MHz～1, 0 0 0 MHz	1 0 0 kHz
1, 0 0 0 MHz～1 2. 7 5 GHz	1 MHz
(送信周波数帶域端から10 MHz未満を除く。)	
(1, 8 8 4. 5 MHz以上1, 9 1 9. 6 MHz以下を除く。)	
1, 8 8 4. 5 MHz～1, 9 1 9. 6 MHz	3 0 0 kHz

(4) 不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	不要発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帶域幅	(注2)
ビデオ帶域幅	分解能帶域幅の3倍程度
Y軸スケール	1 0 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注2：分解能帶域幅は各周波数帯毎に次の通りとする。

(8 0 0 MHz 帯)

(送信する電波の周波数が8 1 5 MHzを超える8 5 0 MHz以下のもの)

9 kHz以上1 5 0 kHz未満	: 1 kHz
1 5 0 kHz以上3 0 MHz未満	: 1 0 kHz
3 0 MHz以上1, 0 0 0 MHz未満	: 1 0 0 kHz

(8 1 5 MHz超え8 5 0 MHz以下、
8 8 5 MHz超え9 5 8 MHz以下を除く)

又は1, 0 0 0 MHz未満	: 1 MHz
(8 1 5 MHz超え8 5 0 MHz以下、 8 8 5 MHz超え9 5 8 MHz以下を除く)	
8 1 5 MHz超え8 5 0 MHz以下、 8 8 5 MHz超え9 5 8 MHz以下	: 1 0 0 kHz
1, 0 0 0 MHz以上1 2. 7 5 GHz未満	: 1 MHz

(1. 5 GHz 帯) (1. 7 GHz 帯) (2 GHz 帯)

(送信する電波の周波数が1, 4 2 7. 9 MHzを超える1, 4 6 2. 9 MHz以下、
1, 7 4 9. 9 MHzを超える1, 7 8 4. 9 MHz以下又は1, 9 2 0 MHzを超える1,
9 8 0 MHz以下のもの)

9 kHz以上1 5 0 kHz未満	: 1 kHz
1 5 0 kHz以上3 0 MHz未満	: 1 0 kHz
3 0 MHz以上1, 0 0 0 MHz未満	: 1 0 0 kHz
1, 0 0 0 MHz以上1 2. 7 5 GHz未満	: 1 MHz
(1, 8 8 4. 5 MHz以上1, 9 1 9. 6 MHz以下を除く。)	
1, 8 8 4. 5 MHz以上1, 9 1 9. 6 MHz以下	: 3 0 0 kHz

3 受験機器の状態

(1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。

(2) 受験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

(1) スペクトル分析器の設定を2(3)とし、各掃引周波数幅毎に不要発射を探索する。

なお、送信周波数帯域内及び送信周波数帯域端から10MHz未満の範囲を探索から除外する。ただし、1, 884.5MHz以上1, 919.6MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。また、受信帯域を探索する場合、外部試験装置の信号周波数帯を探索から除外する。

(2) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。

(3) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz及び1MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記2(4)とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ(dBm値)を電力の真数に変換し、平均を求めて(すなわち全データの総和をデータ数で除し)それをdBm値に変換し、不要発射の振幅値とする。

また、必要があれば搬送波抑圧フィルタを使用する。

(4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

(1) 結果は、上記で測定した不要発射の振幅値を技術基準で定められた単位を用いて、各帯域幅当たりの絶対値で、周波数とともに表示する。

9kHz以上 150kHz未満 : dBm/1kHz

150kHz以上 30MHz未満 : dBm/10kHz

30MHz以上 1GHz未満 : dBm/100kHz

1GHz未満 : dBm/1MHz

815MHz超え850MHz以下、

885MHz超え958MHz以下 : dBm/100kHz

1GHz以上 12.75GHz未満 : dBm/1MHz

1, 884.5MHz以上 1, 919.6MHz以下 : dBm/300kHz

(2) 多数点を表示する場合は、許容値の帯域毎にレベルの降順に並べ周波数とともに表示する。

(3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を(1)の単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の1波を(1)の単位で周波数とともに表示する。

6 その他の条件

(1) 4(3)で測定した場合は、スペクトル分析器のY軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。

(2) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてよい。

(3) 搬送波抑圧フィルタを使用する場合、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがある。この場合は、測定値を補正する必要がある。

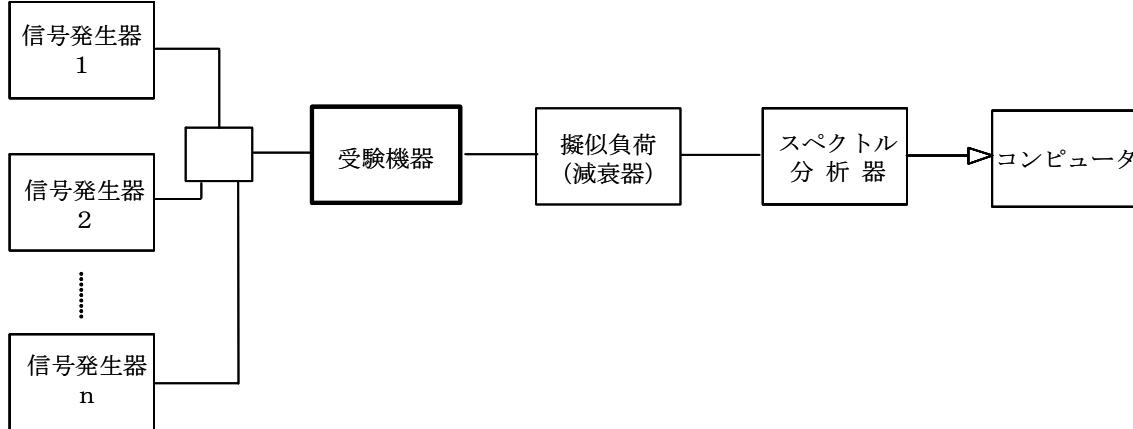
(4) 2(4)において、探索した不要発射周波数が1, 884.5MHz以上1, 919.6MHz以下の周波数範囲の境界周波数から参照帯域幅の1/2以内の場合は、中心周波数を境界周波数から参照帯域幅の1/2だけ離調させた周波数とする。

- | 探索した不要発射周波数 | 中心周波数 |
|---|-------|
| 1, 884.50 MHz～1, 884.65 MHz の場合は、1, 884.65 MHz | |
| 1, 919.45 MHz～1, 919.60 MHz の場合は、1, 919.45 MHz | |
| (5) 搬送波近傍等において、スペクトル分析器の分解能帯域幅のフィルタの特性によって、測定値が搬送波等の影響を受ける場合には、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、参照帯域幅内の電力を積算して測定値を求める方法でも良い。 | |
| (6) 送信する電波の周波数が 815 MHz を超え 850 MHz 以下のものの 815 MHz 以下、850 MHz 超え 885 MHz 以下及び 958 MHz 超え 1,000 MHz 未満の周波数範囲で参照帯域幅が 1 MHz で規定されている技術基準の測定を行う場合であって、分解能帯域幅を 1 MHz にできない場合は、(ア) から (ウ) を用いて判定する。 | |
| (ア) 9 kHz～150 kHz の範囲は $-4.6 \text{ dBm} / 1 \text{ kHz}$ ($-1.6 \text{ dBm} / 1 \text{ MHz}$ を帯域幅 1 kHz に換算した値) を用いる。 | |
| (イ) 150 kHz～30 MHz の範囲は $-3.6 \text{ dBm} / 10 \text{ kHz}$ ($-1.6 \text{ dBm} / 1 \text{ MHz}$ を帯域幅 10 kHz に換算した値) を用いる。 | |
| (ウ) 30 MHz～1,000 MHz の範囲は $-2.6 \text{ dBm} / 100 \text{ kHz}$ ($-1.6 \text{ dBm} / 1 \text{ MHz}$ を帯域幅 100 kHz に換算した値) を用いる。 | |
| (7) 標準信号発生器は割当周波数に対応した複数台を用いることとしているが、複数の割当周波数の変調信号を同時に output できる標準信号発生器を用いても良い。 | |

七 隣接チャネル漏洩電力（下り）

（設備規則第 49 条の 6 第 3 項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 信号発生器 1 から n の設定は、次のようにする。

中継可能な全周波数を送信した状態の試験は、信号発生器 1 から n は各割当周波数に設定し、送信周波数帯域内の全ての割当周波数において連続送信状態とする。

1 波ごとに送信した状態の試験は信号発生器 1 を用いる。また、変調条件は最大の占有周波数帯幅となる条件で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。

なお、信号発生器自身の隣接チャネル漏洩電力、位相雑音及び相互変調歪特性に注意する。隣接チャネル漏洩電力や位相雑音及び相互変調歪等を低減させるために、必要に応じて各信号発生器の出力に帯域通過フィルタやアイソレータ等を挿入する。

- (2) 1 MHz 帯域幅当たりの隣接チャネル漏洩電力の探索及び測定時のスペクトル分析器

の設定は次のようにする。

中心周波数	注 1 に示す周波数
掃引周波数幅	1 MHz
分解能帯域幅	3 0 kHz
ビデオ帯域幅	1 0 0 kHz
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y 軸スケール	1 0 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	4 0 0 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	探索時：ポジティブピーク 測定時：サンプル

注 1 送信周波数帯域上端 + 2 . 5 MHz、送信周波数帯域上端 + 7 . 5 MHz、
送信周波数帯域下端 - 2 . 5 MHz、送信周波数帯域下端 - 7 . 5 MHz

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。
- (2) 受験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

(1) 複数割当周波数測定の場合

信号発生器 1 から n の出力レベルと同じ値にし、受験機器の出力が最大になるよう
に設定する。

- (2) スペクトル分析器の設定を 2 (2) の探索時とし、各掃引周波数幅毎に隣接チャネ
ル漏洩電力を探索する。
- (3) 探索した漏洩電力の（振幅最大となる測定値 + 分解能帯域幅換算値（注 2））が許
容値以下の場合、（振幅最大となる測定値 + 分解能帯域幅換算値）を測定値とする。

注 2 (分解能帯域幅換算値) = 1 0 1 o g ((参照帯域幅) / (測定時の分解能帯域
幅))

分解能帯域幅換算値 : 1 5 . 2 dB

- (4) 探索した漏洩電力の（振幅最大となる測定値 + 分解能帯域幅換算値）が許容値を超
える場合、次の (5) から (8) の手順で詳細測定を行う。

- (5) スペクトル分析器を 2 (2) 測定時のように設定する。
- (6) スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込
む。
- (7) 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
- (8) 全データの電力総和を求め、これを P_s とする。 (注 3)

注 3 電力総和の計算は以下の式による。ただし、バースト波の場合は、6 (2)
の補正を行うことにより測定値とすること。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{R B W \times k \times n}$$

P_s : 各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値 (W)

E_i : 1 サンプルの測定値 (W)

S_w : 掃引周波数幅 (MHz)

n : 参照帯域幅内のサンプル点数

k : 等価雑音帯域幅の補正値

RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

(9) 割当周波数の下限周波数と上限周波数測定の場合

(ア) 信号発生器 1 を送信周波数帯域内の割当周波数で最も高い周波数とし、信号発生器 2 から n をオフとする。受験機器の出力が最大になるように設定し、(2) から (8) の測定を行う。この時、スペクトル分析器の中心周波数の設定は、送信周波数帯域上端 + 2.5 MHz 及び送信周波数帯域上端 + 7.5 MHz とする。

(イ) 信号発生器 1 を送信周波数帯域内の割当周波数で最も低い周波数とし、信号発生器 2 から n をオフとする。受験機器の出力が最大になるように設定し、(2) から (8) の測定を行う。この時、スペクトル分析器の中心周波数の設定は、送信周波数帯域下端 - 2.5 MHz 及び送信周波数帯域下端 - 7.5 MHz とする。

(10) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

(1) 4 で求めた結果を、dBm/MHz 単位で表示する。

(2) 複数の空中線端子を有する場合は、4 で求めたそれぞれの空中線端子ごとの測定値を真数で加算して総和を求め、dBm/MHz 表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとの測定値も表示する。

6 その他の条件

(1) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてよい。

(2) 4 (8) 注 3 においてバースト波の場合は、測定値にバースト時間率（注 4）の逆数を乗じた値を測定結果とする。

注 4 : バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)

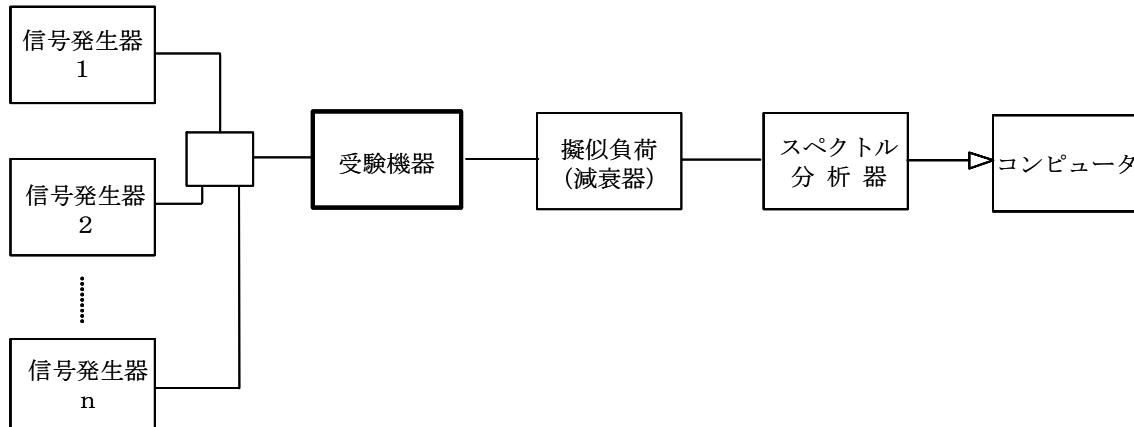
(3) 試験信号が、直接拡散方式の連続送信状態の場合は、2 (2) においてスペクトル分析器の設定を測定時とし、掃引周波数幅を 0 Hz、分解能帯域幅を 1 MHz、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅の 3 倍程度とし、平均電力を求め、各隣接チャネル漏洩電力としても良い。

(4) 送信信号を直接サンプリングして取り込み、FFT 处理により周波数領域に変換して各隣接チャネル漏洩電力を求める方法もある。

八 隣接チャネル漏洩電力（上り）

（設備規則第 49 条の 6 第 3 項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 信号発生器 1 から n の設定は、次のようにする。

中継可能な全周波数を送信した状態の試験は、信号発生器 1 から n は各割当周波数に設定し、送信周波数帯域内の全ての割当周波数において連続送信状態とする。

1 波ごとに送信した状態の試験は信号発生器 1 を用いる。また、変調条件は最大の占有周波数帯幅となる条件で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。

なお、信号発生器自身の隣接チャネル漏洩電力、位相雑音及び相互変調歪特性に注意する。隣接チャネル漏洩電力や位相雑音及び相互変調歪等を低減させるために、必要に応じて各信号発生器の出力に帯域通過フィルタやアイソレータ等を挿入する。

(2) 3. 8~4 MHz 帯域幅当たりの漏洩電力測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	搬送波電力測定時 : 送信周波数帯域幅 隣接チャネル漏洩電力測定時 : 5 MHz
分解能帯域幅	3 0 kHz
ビデオ帯域幅	1 0 0 kHz
Y 軸スケール	1 0 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	4 0 0 点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド
掃引回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

(3) 1 MHz (1 0 0 kHz) 帯域幅当たりの隣接チャネル漏洩電力探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	測定操作手順に示す周波数幅
分解能帯域幅	1 MHz (8 1 5 MHz 以下、8 5 0 MHz 超え 8 8 5 MHz 以下及び 9 5 8 MHz 超えの領域) 1 0 0 kHz (8 1 5 MHz 超え 8 5 0 MHz 以下、8 8 5 MHz 超え 9 5 8 MHz 以下の領域)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y 軸スケール	1 0 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	4 0 0 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

(4) 1 MHz (1 0 0 kHz) 帯域幅当たりの隣接チャネル漏洩電力測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz (8 1 5 MHz 以下、8 5 0 MHz 超え 8 8 5 MHz 以下及び 9 5 8 MHz 超えの領域) 1 0 0 kHz (8 1 5 MHz 超え 8 5 0 MHz 以下、8 8 5 MHz 超

ビデオ帯域幅	え 9 5 8 MHz 以下の領域の場合) 分解能帯域幅の 3 倍程度
Y 軸スケール	1 0 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	4 0 0 点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル
振幅平均処理回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

(5) 1 MHz 帯域幅当たりの隣接チャネル漏洩電力の探索及び測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	注 1 に示す周波数
掃引周波数幅	1 MHz
分解能帯域幅	3 0 kHz
ビデオ帯域幅	1 0 0 kHz
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y 軸スケール	1 0 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	4 0 0 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	探索時：ポジティブピーク 測定時：サンプル

注 1 送信周波数帯域上端 + 2 . 5 MHz、送信周波数帯域上端 + 7 . 5 MHz、
送信周波数帯域下端 - 2 . 5 MHz、送信周波数帯域下端 - 7 . 5 MHz

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。
- (2) 受験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

I 3 . 8 4 MHz 帯域幅当たりの漏洩電力の測定

(1) 複数割当周波数測定の場合

信号発生器 1 から n の出力レベルを同じ値にし、受験機器の出力が最大になるよう設定する。

(2) 搬送波電力 (P_C) の測定

(ア) スペクトル分析器の設定を 2 (2) とし、送信周波数帯域内の割当周波数の中心周波数を中心周波数にして掃引する。

(イ) 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(ウ) 全データについて、dB 値を電力次元の真数（相対値で良い）に変換する。

(エ) 全データの電力総和を求める。（注 2）

注 2 電力総和の計算は以下の式による。ただし、参照帯域幅内の RMS 値が直接求められるスペクトル分析器の場合は、測定値としても良い。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{R B W \times n}$$

P_s : 各周波数での掃引周波数幅内の電力総和の測定値 (W)

E_i : 1 サンプルの測定値 (W)

S_w : 掃引周波数幅 (MHz)

n : 掃引周波数幅内のサンプル点数

RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

(オ) (エ) で求めた値を送信周波数帯域内で同時に中継する最大の割当周波数の数で除した値を P_c とする。

(3) 上側隣接チャネル漏洩電力 (P_u) の測定

(ア) スペクトル分析器の設定を 2 (2) とし、送信周波数帯域上端から + 2. 5 MHz を中心周波数にして掃引する。

(イ) 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(ウ) 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。

(エ) 真数に変換したデータについて、3. 84 MHz の RRC フィルタ (ロールオフ率 0. 22) の特性により各データに補正をかける。 (RRC: Root Raised Cosine)

(オ) 全データの電力総和を求め、これを P_u とする。 (注 2)

(カ) スペクトル分析器の設定を 2 (2) とし、送信周波数帯域上端から + 7. 5 MHz を中心周波数にして掃引し、終了後 (イ) から (オ) の手順を繰り返す。

(4) 下側隣接チャネル漏洩電力 (P_l) の測定

(ア) スペクトル分析器の設定を 2 (2) とし、送信周波数帯域下端から - 2. 5 MHz を中心周波数にして掃引する。

(イ) 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(ウ) 全データについて、データ点ごとに dB 値を電力次元の真数に変換する。

(エ) 真数に変換したデータについて、3. 84 MHz の RRC フィルタ (ロールオフ率 0. 22) の特性により各データに補正をかける。

(オ) 全データの電力総和を求め、これを P_l とする。 (注 2)

(カ) スペクトル分析器の設定を 2 (2) とし、送信周波数帯域下端から - 7. 5 MHz を中心周波数にして掃引し、終了後 (イ) から (オ) の手順を繰り返す。

(5) 割当周波数の下限周波数と上限周波数測定の場合

(ア) 信号発生器 1 を送信周波数帯域内の割当周波数で最も高い周波数とし、信号発生器 2 から n をオフとする。受験機器の出力が最大になるように設定し、(2)、(3) の測定を行う。

(イ) 信号発生器 1 を送信周波数帯域内の割当周波数で最も低い周波数とし、信号発生器 2 から n をオフとする。受験機器の出力が最大になるように設定し、(2)、(4) の測定を行う。

(6) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

II 1 MHz 及び 100 kHz 帯域幅当たりの隣接チャネル漏洩電力の測定

送信する電波の周波数が 815 MHz を超え 850 MHz 以下のもの (800 MHz 帯) の測定。

(1) 複数割当周波数測定の場合

信号発生器 1 から n の出力レベルを同じ値にし、受験機器の出力が最大になるように設定する。

(2) 上側隣接チャネル漏洩電力 (P_u) の測定

(ア) スペクトル分析器の設定を 2 (3) とし、送信周波数帯域上端から + 10 MHz までを掃引周波数幅として掃引し、隣接チャネル漏洩電力の最大値を探索する。ただし、分解能帯域幅の設定値が異なる領域を含む場合はそれぞれの領域において

て掃引し、それぞれの隣接チャネル漏洩電力の最大値を探索する。

(イ) 探索した隣接チャネル漏洩電力の最大値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。

(ウ) 探索した隣接チャネル漏洩電力の最大値が許容値を超えた場合、スペクトル分析器の設定を 2 (4)、中心周波数を (ア) で探索された周波数とし、掃引終了後、全データ点をコンピュータに取り込む。

(エ) データ点ごとに電力の真数に変換し平均電力を求め、それを dBm 値に変換し、これを P_U とする。

(3) 下側隣接チャネル漏洩電力 (P_L) の測定

(ア) スペクトル分析器の設定を 2 (3) とし、送信周波数帯域下端から -10 MHz から送信周波数帯域下端までを掃引周波数幅として掃引し、隣接チャネル漏洩電力の最大値を探索する。ただし、分解能帯域幅の設定値が異なる領域を含む場合はそれぞれの領域において掃引し、それぞれの隣接チャネル漏洩電力の最大値を探索する。

(イ) 探索した隣接チャネル漏洩電力の最大値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。

(ウ) 探索した隣接チャネル漏洩電力の最大値が許容値を超えた場合、スペクトル分析器の設定を 2 (4)、中心周波数を (ア) で探索された周波数とし、掃引終了後、全データ点をコンピュータに取り込む。

(エ) データ点ごとに電力の真数に変換し平均電力を求め、それを dBm 値に変換し、これを P_L とする。

(4) 割当周波数の下限周波数と上限周波数測定の場合

(ア) 信号発生器 1 を送信周波数帯域内の割当周波数で最も高い周波数とし、信号発生器 2 から n をオフとする。受験機器の出力が最大になるように設定し、(2) の測定を行う。

(イ) 信号発生器 1 を送信周波数帯域内の割当周波数で最も低い周波数とし、信号発生器 2 から n をオフとする。受験機器の出力が最大になるように設定し、(3) の測定を行う。

(5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

III 1 MHz 帯域幅当たりの隣接チャネル漏洩電力の測定

送信する電波の周波数が 1, 920 MHz を超え 1, 980 MHz 以下のもの (2 GHz 帯) の測定。

(1) 複数割当周波数測定の場合

信号発生器 1 から n の出力レベルを同じ値にし、受験機器の出力が最大になるように設定する。

(2) スペクトル分析器の設定を 2 (5) の探索時とし、各掃引周波数幅毎に隣接チャネル漏洩電力を探索する。

(3) 探索した漏洩電力の (振幅最大となる測定値 + 分解能帯域幅換算値 (注 3)) が許容値以下の場合、(振幅最大となる測定値 + 分解能帯域幅換算値) を測定値とする。

注 3 (分解能帯域幅換算値) = $10 \log ((\text{参照帯域幅}) / (\text{測定時の分解能帯域幅}))$
分解能帯域幅換算値 : 15.2 dB

(4) 探索した漏洩電力の (振幅最大となる測定値 + 分解能帯域幅換算値) が許容値を超える場合、次の (5) から (8) の手順で詳細測定を行う。

- (5) スペクトル分析器を2 (5) 測定時のように設定する。
- (6) スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (7) 全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。
- (8) 全データの電力総和を求め、これをPsとする。(注4)

注4 電力総和の計算は以下の式による。ただし、バースト波の場合は、6 (8) の補正を行うことにより測定値とすること。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

P_s : 各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値 (W)

E_i : 1サンプルの測定値 (W)

S_w : 掃引周波数幅 (MHz)

n : 参照帯域幅内のサンプル点数

k : 等価雑音帯域幅の補正值

RBW : 分解能帯域幅 (MHz)

- (9) 割当周波数の下限周波数と上限周波数測定の場合

- (ア) 信号発生器1を送信周波数帯域内の割当周波数で最も高い周波数とし、信号発生器2からnをオフとする。受験機器の出力が最大になるように設定し、(2)から(8)の測定を行う。この時、スペクトル分析器の中心周波数の設定は、送信周波数帯域上端+2.5MHz及び送信周波数帯域上端+7.5MHzとする。
- (イ) 信号発生器1を送信周波数帯域内の割当周波数で最も低い周波数とし、信号発生器2からnをオフとする。受験機器の出力が最大になるように設定し、(2)から(8)の測定を行う。この時、スペクトル分析器の中心周波数の設定は、送信周波数帯域下端-2.5MHz及び送信周波数帯域下端-7.5MHzとする。
- (10) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 4 Iで求めた結果は、下記式により計算しdBで表示する。
 - ①上側隣接チャネル漏洩電力比 10log(P_U/P_C)
 - ②下側隣接チャネル漏洩電力比 10log(P_L/P_C)
- (2) 4 IIで求めた結果を、dBm/MHz又はdBm/100kHz単位で、周波数とともに表示する。
- (3) 4 IIIで求めた結果を、dBm/MHz単位で表示する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、4 Iについては、4 Iで求めたそれぞれの空中線端子ごとのP_U及びP_Lを真数で加算して総和を求める。次に、複数空中線端子の総和の空中線電力をP_C、上記で求めた隣接チャネル漏洩電力の総和をP_U又はP_Lとして(1)①、②式により計算しdBで表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとの測定値も表示する。4 IIについては、4 IIで求めたそれぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を(2)の単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の1波を(2)の単位で周波数とともに表示する。4 IIIについては、4 IIIで求めたそれぞれの空中線端子ごとの測定値を真数で加算して総和を求め、dBm/MHz表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとの測定値も表示する。

6 その他の条件

- (1) スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合、搬送波と隣接チャネル漏洩電力の相対測定において基準レベルを変更して測定する方法がある。ただしスペクトル分析器に過大な信号が入力されないよう注意が必要である。
 - (2) スペクトル分析器のアベレージ機能として、対数の平均が多いいため、RMS 平均であることを確認し、対数の平均（ビデオアベレージ）は使用しないこと。
 - (3) 2 (2) において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、信号発生器の変調出力として、全サブキャリアが同時に送信する状態（注2）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件及び、直接拡散方式の連続送信状態で測定する場合に限り、検波モードをサンプル、表示モードを RMS 平均としても良い。
- 注5：全サブキャリアが同時に送信する状態とは、運用状態において全サブキャリアが電波を発射する状態。なお、DCサブキャリアやガードサブキャリアなど通常運用状態で電波を発射しないサブキャリアは、電波を発射することを要しない。
- (4) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。
 - (5) 送信信号を直接サンプリングして取り込み、FFT処理により周波数領域に変換して各隣接チャネル漏洩電力を求める方法もある。
 - (6) 標準信号発生器は割当周波数に対応した複数台を用いることとしているが、複数の割当周波数の変調信号を同時に出力できる標準信号発生器を用いても良い。
 - (7) 4 I (2) の掃引周波数幅は2 (2) の搬送波電力測定時、4 I (3)、(4) の掃引周波数幅は2 (2) の隣接チャネル漏洩電力測定時の値である。
 - (8) 4 II (2) (ウ) 及び4 II (3) (ウ) において、探索された周波数が送信周波数帯域端から参照帯域幅の1/2以内の場合は、中心周波数を送信周波数帯域端から参照帯域幅の1/2だけ離調させた周波数とする。
 - (9) 4 II (2) (ウ) 及び4 II (3) (ウ) において、搬送波近傍の隣接チャネル漏洩電力を測定する際に、分解能帯域幅を参照帯域幅とすると搬送波の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を狭くして掃引し、参照帯域幅内を積算して測定する方法でもよい。
 - (10) 4 III (8) 注4においてバースト波の場合は、測定値にバースト時間率（注6）の逆数を乗じた値を測定結果とする。

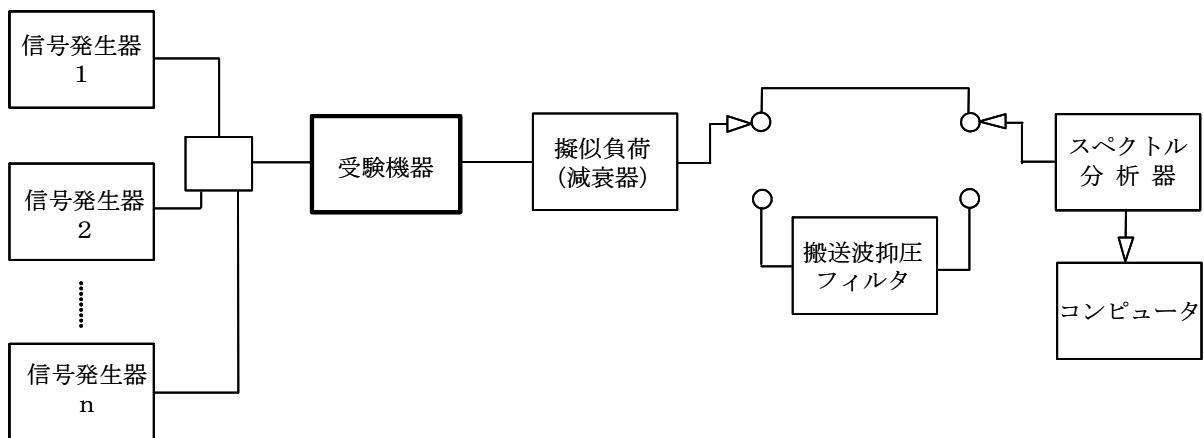
注6：バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)

- (11) 4 IIIにおいて、試験信号が、直接拡散方式の連続送信状態の場合は、2 (5) においてスペクトル分析器の設定を測定時とし、掃引周波数幅を0Hz、分解能帯域幅を1MHz、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅の3倍程度とし、平均電力を求め、各隣接チャネル漏洩電力としても良い。

九 スプリアス発射又は不要発射の強度・隣接チャネル漏洩電力(下り)

(設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る)

1 測定系統図



注1 コンピュータは、振幅の平均値を求める場合に使用する。

2 測定器の条件等

- (1) 搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。
(2) 信号発生器 1 から n の設定は、次のようにする。

中継可能な全周波数を送信した状態の試験は、信号発生器 1 から n は各割当周波数に設定し、送信周波数帯域内の全ての割当周波数において拡散された連続送信状態とし、1 波ごとに送信した状態の試験は信号発生器 1 を用いる。また、変調条件は最大出力状態となる条件で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。

なお、信号発生器自身の隣接チャネル漏洩電力、位相雑音及び相互変調歪特性に注意する。隣接チャネル漏洩電力や位相雑音及び相互変調歪等を低減させるために、必要に応じて各信号発生器の出力に帯域通過フィルタやアイソレータ等を挿入する。

- (3) 不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようとする。

掃引周波数幅	近傍帯域1	近傍帯域2	その他の帯域 (注2、注3)
--------	-------	-------	-------------------

分解能帯域幅 30 kHz 1 MHz

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

掃引時間 測定精度が保証される最小時間

Y 軸スケール 10 dB/Div

入力レベル 最大のダイナミックレンジとなる値

データ点数 400 点以上

掃引モード 単掃引

検波モード ポジティブピーク

注2 832 MHz～834 MHz、838 MHz～846 MHz 及び 860 MHz～895 MHz 及び、810 MHz～860 MHz であって、近傍帯域1は、離調周波数 750 kHz 以上 1.98 MHz 未満を、近傍帯域2は離調周波数 1.98 MHz 以上をいう。

なお、搬送波からの離調周波数は、送信周波数帯域内の両端の割当周波数からの離調周波数とし、送信周波数帯域内を除く。

注3 「その他の帯域」とは、9 kHz から 12.75 GHz までの範囲で、前記帯域以外の

周波数範囲をいう。

(4) 搬送波振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	送信周波数帯域内の中心周波数
掃引周波数幅	送信周波数帯域内の両端の割当周波数 + 1. 48 MHz (注4)
分解能帯域幅	30 kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注4：(送信周波数帯域内の最も低い割当周波数 - 0.74 MHz) から (送信周波数帯域内の最も高い割当周波数から + 0.74 MHz) まで

(5) 不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	不要発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	近傍帯域1、近傍帯域2： 離調周波数 750 kHz 以上 1.98 MHz 未満 ： 30 kHz
ビデオ帯域幅	離調周波数 1.98 MHz 以上 ： 100 kHz
Y軸スケール	その他の帯域 : 1 MHz
入力レベル	分解能帯域幅の3倍程度
掃引モード	10 dB/Div
検波モード	最大のダイナミックレンジとなる値
	単掃引
	サンプル

3 受験機器の状態

(1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。

(2) 受験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

(1) スペクトル分析器の設定を上記2(4)とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。

(ア) 全データについて dBm 値を電力次元の真数に変換する。

(イ) 全データの電力総和を求め、電力総和をデータ点数及び設定分解能帯域幅(30 kHz)で除し、平均電力密度を求め、これに掃引周波数幅(送信周波数帯域内の両端の割当周波数 + 1.48 MHz)を乗じる。

(ウ) (イ)で求めた値を送信周波数帯域内で同時に中継する最大の割当周波数の数で除した値を搬送波振幅の平均値とする。ただし、1波ごとに送信した状態の試験の場合は(イ)で求めた値を搬送波振幅の平均値とする。

(2) スペクトル分析器の設定を2(3)とし、不要発射を探索する。この場合、送信周波数帯域内及び送信周波数帯域内の両端の割当周波数 ± 750 kHz 未満の範囲を探索

から除外する。

- (3) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (4) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を 100 MHz、10 MHz 及び 1 MHz のように分解能帯域幅の 10 倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記 2 (5) とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ (dBm 値) を電力の真数に変換し、平均を求めて（すなわち全データの総和をデータ数で除し）それを dBm 値に変換し、不要発射の振幅値とする。
また、必要があれば搬送波抑圧フィルタを使用する。
- (5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 減衰比で表示する場合は、技術基準が異なる各帯域ごとに不要発射電力の最大の 1 波を周波数とともに、上記で測定した搬送波振幅に対する不要発射振幅の比を用いて、技術基準で定められる単位で表示する。
- (2) 電力で表示する場合は、技術基準が異なる各帯域ごとに不要発射電力の最大の 1 波を周波数とともに、技術基準で定められる単位で表示する。
- (3) 多数点を表示する場合は、許容値の帯域毎にレベルの降順に並べ周波数とともに表示する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を (1)、(2) の単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の 1 波を (1)、(2) の単位で周波数とともに表示する。

6 その他の条件

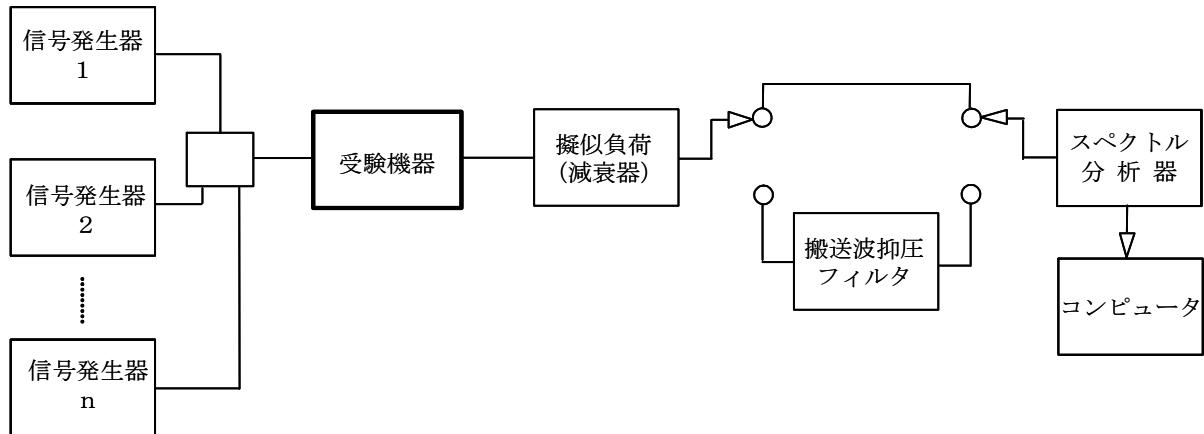
- (1) 4 (4) で測定した場合は、スペクトル分析器の Y 軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (2) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてもよい。
- (3) 搬送波抑圧フィルタを使用する場合、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがある。この場合は、測定値を補正する必要がある。
- (4) 標準信号発生器は割当周波数に対応した複数台を用いることとしているが、複数の割当周波数の変調信号を同時に output できる標準信号発生器を用いても良い。
- (5) 近傍帯域 2 に近い範囲の不要発射を測定する際に、分解能帯域幅を測定器の条件等の項目で指定された値とすると搬送波の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を狭くして掃引し、指定された分解能帯域幅について積算して測定する方法でもよい。
- (6) その他の帯域を掃引する場合、掃引周波数幅が広いことによって測定精度が保証されないことが懸念される場合は、掃引周波数幅を 100 MHz 程度に分割して測定すること。
- (7) 810 MHz 以下及び 895 MHz 超え 1,000 MHz 未満の周波数範囲で参照帯域幅が 1 MHz で規定されている技術基準の測定を行う場合であって、分解能帯域幅を 1 MHz にできない場合は、(ア) から (ウ) を用いて判定する。
 - (ア) 9 kHz～150 kHz の範囲は -4.6 dBm/1 kHz (-1.6 dBm/1 MHz を帯域幅 1 kHz に換算した値) を用いる。
 - (イ) 150 kHz～30 MHz の範囲は -3.6 dBm/10 kHz (-1.6 dBm/1 MHz を帯域幅 10 kHz に換算した値) を用いる。

(ウ) 30 MHz～1,000 MHz の範囲は -26 dBm/100 kHz (-16 dBm/1 MHz を帯域幅 100 kHz に換算した値) を用いる。

十 スプリアス発射又は不要発射の強度・隣接チャネル漏洩電力(上り)

(設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る)

1 測定系統図



注1 コンピュータは、振幅の平均値を求める場合に使用する。

2 測定器の条件等

- (1) 搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。
- (2) 信号発生器 1 から n の設定は、次のようにする。

中継可能な全周波数を送信した状態の試験は、信号発生器 1 から n は各割当周波数に設定し、送信周波数帯域内の全ての割当周波数において拡散された連続送信状態とし、1 波ごとに送信した状態の試験は信号発生器 1 を用いる。また、変調条件は最大出力状態となる条件で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。

なお、信号発生器自身の隣接チャネル漏洩電力、位相雑音及び相互変調歪特性に注意する。隣接チャネル漏洩電力や位相雑音及び相互変調歪等を低減するために、必要に応じて各信号発生器の出力に帯域通過フィルタやアイソレータ等を挿入する。

- (3) 不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	近傍帯域1	近傍帯域2	その他の帯域
分解能帯域幅	30 kHz	100 kHz	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度		
掃引時間	測定精度が保証される最小時間		
Y 軸スケール	10 dB/Div		
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値		
データ点数	400 点以上		
掃引モード	単掃引		
検波モード	ポジティブピーク		

注2 815 MHz～850 MHz、887 MHz～889 MHz、893 MHz～901 MHz、915～925 MHz 及び 885 MHz～958 MHz であって、近傍帯域1は、離調周波数 900 kHz 以上 1.98 MHz 未満を、近傍帯域2は、離調周波数 1.98 MHz 以上をいう。

なお、搬送波からの離調周波数は、送信周波数帯域内の両端の割当周波数からの離調周波数とし、送信周波数帯域内を除く。

注3 「その他の帯域」とは、9 kHz から 12.75 GHz までの範囲で、前記帯域以外の周波数範囲をいう。ただし、離調周波数 900 kHz 以上 1.98 MHz 未満は、近傍帯域1とする。

(4) 搬送波振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	送信周波数帯域内の中心周波数
掃引周波数幅	送信周波数帯域内の両端の割当周波数 + 1.48 MHz
	(注4)
分解能帯域幅	30 kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

注4：(送信周波数帯域内の最も低い割当周波数 - 0.74 MHz) から (送信周波数帯域内の最も高い割当周波数から + 0.74 MHz) まで

(5) 不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	不要発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	近傍帯域1、近傍帯域2： 離調周波数 900 kHz 以上 1.98 MHz 未満 ： 30 kHz
	離調周波数 1.98 MHz 以上 ： 100 kHz
その他の帯域	
	離調周波数 900 kHz 以上 1.98 MHz 未満 ： 30 kHz
	離調周波数 1.98 MHz 以上 ： 1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	搬送波の振幅をミキサの直線領域の最大付近
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。
- (2) 受験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器の設定を上記2(4)とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。

- (ア) 全データについて dBm 値を電力次元の真数に変換する。
 - (イ) 全データの電力総和を求め、電力総和をデータ点数及び設定分解能帯域幅（30 kHz）で除し、平均電力密度を求め、これに掃引周波数幅（送信周波数帯域内の両端の割当周波数 + 1.48 MHz）を乗じる。
 - (ウ) (イ) で求めた値を送信周波数帯域内で同時に中継する最大の割当周波数の数で除した値を搬送波振幅の平均値とする。ただし、1 波ごとに送信した状態の試験の場合は (イ) で求めた値を搬送波振幅の平均値とする。
- (2) スペクトル分析器の設定を 2 (3) とし、不要発射を探索する。この場合、送信周波数帯域内及び送信周波数帯域内の両端の割当周波数 ± 900 kHz 未満の範囲を探索から除外する。
- (3) 探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (4) 探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を 100 MHz、10 MHz 及び 1 MHz のように分解能帯域幅の 10 倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記 2 (5) とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ (dBm 値) を電力の真数に変換し、平均を求めて（すなわち全データの総和をデータ数で除し）それを dBm 値に変換し、不要発射の振幅値とする。また、必要があれば搬送波抑圧フィルタを使用する。
- (5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 減衰比で表示する場合は、技術基準が異なる各帯域ごとに不要発射電力の最大の 1 波を周波数とともに、上記で測定した搬送波振幅に対する不要発射振幅の比を用いて、技術基準で定められる単位で表示する。
- (2) 電力で表示する場合は、技術基準が異なる各帯域ごとに不要発射電力の最大の 1 波を周波数とともに、技術基準で定められる単位で表示する。
- (3) 多数点を表示する場合は、許容値の帯域毎にレベルの降順に並べ周波数とともに表示する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとのにおける総和を (1)、(2) の単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の 1 波を (1)、(2) の単位で周波数とともに表示する。

6 その他の条件

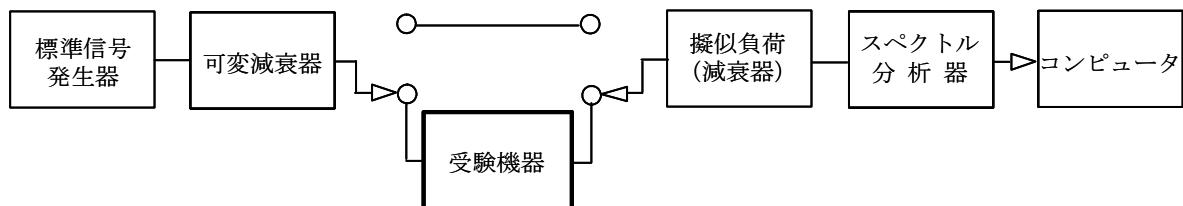
- (1) 4 (4) で測定した場合は、スペクトル分析器の Y 軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (2) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてよい。
- (3) 搬送波抑圧フィルタを使用する場合、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがある。この場合は、測定値を補正する必要がある。
- (4) 標準信号発生器は割当周波数に対応した複数台を用いることとしているが、複数の割当周波数の変調信号を同時に output できる標準信号発生器を用いても良い。
- (5) 近傍帯域 2 に近い範囲の不要発射を測定する際に、分解能帯域幅を測定器の条件等の項目で指定された値とすると搬送波の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を狭くして掃引し、指定された分解能帯域幅について積算して測定する方法でも良い。
- (6) その他の帯域を掃引する場合、掃引周波数幅が広いことによって測定精度が保証さ

れないことが懸念される場合は、掃引周波数幅を 100 MHz 程度に分割して測定すること。

- (7) 離調周波数 1. 98 MHz 以上の 88.5 MHz 以下 (81.5 MHz 超え 85.0 MHz 以下を除く) 及び 95.8 MHz 超え 1,000 MHz 未満の周波数範囲で参照帯域幅が 1 MHz で規定されている技術基準の測定を行う場合であって、分解能帯域幅を 1 MHz にできない場合は、(ア) から (ウ) を用いて判定する。
- (ア) 9 kHz～150 kHz の範囲は -4.6 dBm/1 kHz (-1.6 dBm/1 MHz を帯域幅 1 kHz に換算した値) を用いる。
- (イ) 150 kHz～30 MHz の範囲は -3.6 dBm/10 kHz (-1.6 dBm/1 MHz を帯域幅 10 kHz に換算した値) を用いる。
- (ウ) 30 MHz～1,000 MHz の範囲は -2.6 dBm/100 kHz (-1.6 dBm/1 MHz を帯域幅 100 kHz に換算した値) を用いる。

十一 隣接チャネル漏洩電力（増幅度特性）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 信号発生器は測定操作手順に示す試験周波数に設定し、無変調に設定する。
- (2) スペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	100 MHz
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	3 MHz
Y 軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。
- (2) 受験機器の利得（増幅度）が可変できるものにあっては、利得が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) 上側増幅度特性 (G_{U_5}) の測定 (送信周波数帯域上限 + 5 MHz)
- (ア) 測定系を受験機器側に切り替える。
- (イ) スペクトル分析器の中心周波数を送信周波数帯域上限 + 20 MHz に設定する。
- (ウ) 標準信号発生器を送信周波数帯域内の最も高い割当周波数に設定する。
- (エ) 標準信号発生器側の可変減衰器の減衰量 (A_{T_1} とする) を 50 dB 以上に設定し、空中線電力が最大となるように標準信号発生器の入力レベルを調整する。

(才) 標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域上限 + 5 MHz に設定し、スペクトル分析器でレベル (P_1 とする) を記録する。

(カ) 測定系を受験機器を通らない側に切り替える。

(キ) スペクトル分析器のレベルが(才)と同じ値 (1 dB 以内) になるように標準信号発生器側の可変減衰器の減衰量を調整し減衰量 ($A T_2$ とする) を記録する。また、スペクトル分析器のレベル (P_2 とする) (1 dB 以内のレベル差) を記録する。次の式により増幅度を求める。

$$\text{増幅度 (dB)} = (A T_1 - A T_2) + (P_1 - P_2)$$

(2) 上側増幅度特性 (G_{U10}) の測定 (送信周波数帯域上限 + 10 MHz)

(1) (ア) から (キ) と同様に測定する。ただし、(1) (才) において標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域上限 + 10 MHz に設定する。

(3) 上側増幅度特性 (G_{U40}) の測定 (送信周波数帯域上限 + 40 MHz)

(1) (ア) から (キ) と同様に測定する。ただし、(1) (才) において標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域上限 + 40 MHz に設定する。

(4) 線形領域での測定

(1) (エ) において、空中線電力が最大となるレベルから 10 dB 低下した出力レベルとなるように標準信号発生器の入力レベルを調整し、(1) から (3) の測定を繰り返し各測定周波数毎に増幅度の大きい方を測定値とする。

(5) 下側増幅度特性 (G_{L5}) の測定 (送信周波数帯域下限 - 5 MHz)

(ア) 測定系を受験機器側に切り替える。

(イ) スペクトル分析器の中心周波数を送信周波数帯域下限 - 20 MHz に設定する。

(ウ) 標準信号発生器を送信周波数帯域内の最も低い割当周波数に設定する。

(エ) 標準信号発生器側の可変減衰器の減衰量 ($A T_1$ とする) を 50 dB 以上に設定し、空中線電力が最大となるように標準信号発生器の入力レベルを調整する。

(オ) 標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域下限 - 5 MHz に設定し、スペクトル分析器でレベル (P_1 とする) を記録する。

(カ) 測定系を受験機器を通らない側に切り替える。

(キ) スペクトル分析器のレベルが(オ)と同じ値 (1 dB 以内) になるように標準信号発生器側の可変減衰器の減衰量を調整し減衰量 ($A T_2$ とする) を記録する。また、スペクトル分析器のレベル (P_2 とする) (1 dB 以内のレベル差) を記録する。

(1) と同様に増幅度を求める。

(6) 下側増幅度特性 (G_{L10}) の測定 (送信周波数帯域下限 - 10 MHz)

(5) (ア) から (キ) と同様に測定する。ただし、(5) (オ) において標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域下限 - 10 MHz に設定する。

(7) 下側増幅度特性 (G_{L40}) の測定 (送信周波数帯域下限 - 40 MHz)

(5) (ア) から (キ) と同様に測定する。ただし、(5) (オ) において標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域下限 - 40 MHz に設定する。

(8) 線形領域での測定

(5) (エ) において、空中線電力が最大となるレベルから 10 dB 低下した出力レベルとなるように標準信号発生器の入力レベルを調整し、(5) から (7) の測定を繰り返し各測定周波数毎に増幅度の大きい方を測定値とする。

(9) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

(1) 結果は、送信周波数帯域の最も高い周波数から 5 MHz、10 MHz、40 MHz 高い周波

数及び送信周波数帯域の最も低い周波数から 5 MHz、10 MHz、40 MHz 低い周波数の各周波数ごとに増幅度を dB 単位で表示する。

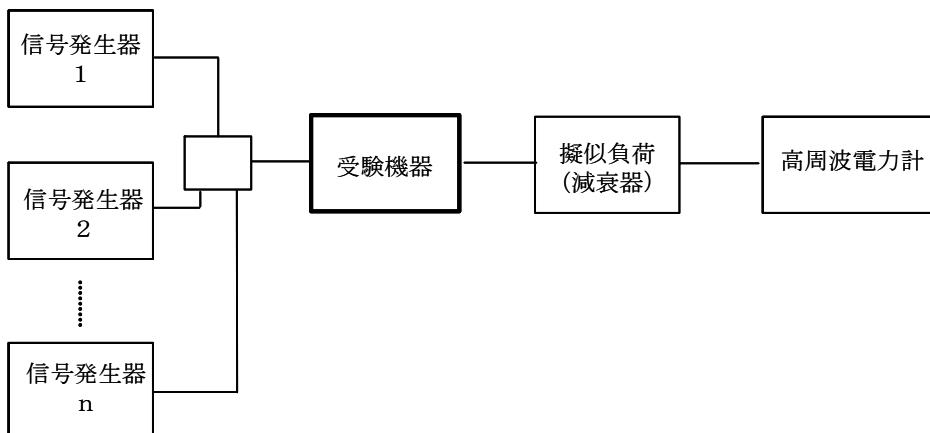
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、個々の空中線端子の増幅度を真数で加算し、dB 次元に換算して表示する。

6 その他の条件

- (1) 測定器として、標準信号発生器側に可変減衰器を用いることとしているが、試験周波数の測定レベル範囲において校正されている標準信号発生器を用いる場合は、標準信号発生器内蔵の可変減衰器等を用いても良い。
- (2) 3(2)において、送信出力を最大又は出力飽和状態に近づける等によって利得を低下させる受験機器にあっては、利得が最大となる状態に設定する。
- (3) 3(2)において、受験機器の利得が入力信号レベルによって可変利得となる受験機器の場合は、利得が最大となる入力信号レベルに設定する。
- (4) 測定系統図において受験機器を通る系と通らない系で給電線等による損失に差がないように調整しておくこと、±1 dB 以内の差は算出時に補正しても良い。
- (5) 測定器として標準信号発生器とスペクトル分析器を用いる方法を標準としているが、これらに代えてネットワークアナライザを用いても良い。ただし、測定系の較正等を十分に行うこと。
- (6) 3(2)における、利得を最大に設定するとしているのは、複数の利得に設定できる受験機器の場合に最大となる利得に設定することである。

十二 空中線電力の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 信号発生器 1 から n の設定は、次のようにする。

中継可能な全周波数を送信した状態の試験は、信号発生器 1 から n は各割当周波数に設定し、送信周波数帯域内の全ての割当周波数において連続送信状態とする。

1 波ごとに送信した状態の試験は信号発生器 1 を用いる。また、変調条件は最大出力状態となる条件で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。

- (2) 電力計の型式は、通常、熱電対もしくはサーミスタ等による熱電変換型またはこれらと同等の性能を有するものとする。

- (3) 減衰器の減衰量は、電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。

- (2) 受験機器の出力レベルが調整できるものにあっては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) 入力信号のレベルを規定のレベルから順次増加してゆき、出力の平均電力を測定する。なお、入力信号レベルの増加は、出力電力が十分飽和するまで続ける。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 結果は、空中線電力（空中線電力が飽和したときの最大の平均電力）の絶対値を mW 単位で、定格（工事設計書に記載された値）の空中線電力に対する偏差を%単位で (+) または (-) の符号をつけて表示する。なお、空中線電力が飽和していることを示すデータを添付する。
- (2) 陸上移動局対向器の場合には、送信空中線絶対利得も合わせて表示する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も表示する。
- (4) 複数の空中線端子を有する陸上移動局対向器の場合は、それぞれの送信空中線絶対利得を表示する。

6 その他の条件

- (1) 工事設計書に記載の空中線電力を規定しているところで測定できない場合は、適当な測定端子で測定して換算する。
- (2) 被測定信号はクレストファクタ（ピーク値と平均値の比）が大きい信号であり、ピーク値においても電力計の測定レンジ内にあることに注意が必要である。
- (3) 擬似負荷の代用として、方向性結合器を使用する方法もある。
- (4) 空中線電力が飽和していることを示すデータは、3点以上の測定データ、すなわち、少なくとも空中線電力が最大となる入力レベルの時の測定データに加えて、その前後の入力レベルでの測定データを含むものとする。
- (5) 過大入力レベルに対し、送信を停止する機能を有する受験機器の場合は、送信を停止する直前の状態の入出力電力の結果を添付する。
- (6) 設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く陸上移動局対向器の空中線電力は250mW(24.0dBm)以下とされているが、空中線の絶対利得（給電線損失等を含まない送信空中線の絶対利得、以下同じ。）が0dB_iを超える場合の空中線電力の許容値は次式の通り。

$$\text{空中線電力 (dBm)} = 24.0 \text{ dBm} (250 \text{ mW}) - \text{空中線絶対利得 (dB_i)}$$

- (7) 設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る陸上移動局対向器の空中線電力は110mW(20.4dBm)以下とされているが、空中線の絶対利得（給電線損失等を含まない送信空中線の絶対利得、以下同じ。）が0dB_iを超える場合の空中線電力の許容値は次式の通り。

$$\text{空中線電力 (dBm)} = 20.4 \text{ dBm} (110 \text{ mW}) - \text{空中線絶対利得 (dB_i)}$$

- (8) 複数の空中線(n本)を用いる場合の空中線電力は、個々の空中線電力の値を加算する。
- (9) (8)において、陸上移動局対向器の空中線絶対利得が0dB_iを超える場合の空中線電力の許容値は次式の通り。

各空中線ごとの等価等方輻射電力を求める。

$$\text{等価等方輻射電力 (dBm)} = \text{空中線電力 (dBm)} + \text{空中線絶対利得 (dB_i)}$$

空中線1～nの等価等方輻射電力を真数で加算した値が250mW(設備規則第49

条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る場合は110mW)を超えない空中線電力。

(10) 複数の空中線を用いる場合の空中線絶対利得は、アダプティブアーティファクト(個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するもの。)として動作させる場合は、空中線の絶対利得を加算(真数で加算)した値を合成した空中線絶対利得として用いる。

(11) (10)において、陸上移動局対向器の合成した空中線絶対利得が0dBiを超える場合の空中線電力の許容値は次式の通り。

(設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く陸上移動局対向器)

空中線電力の総和(dBm) = 24.0 dBm (250mW) - 合成した空中線絶対利得(dBi)

(設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る陸上移動局対向器)

空中線電力の総和(dBm) = 20.4 dBm (110mW) - 合成した空中線絶対利得(dBi)

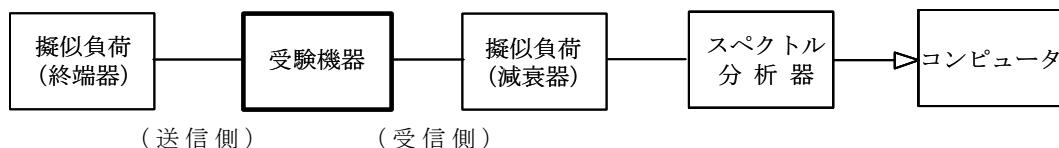
(12) 受験機器において、空中線電力の総和は、発射可能な周波数帯が800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯の周波数帯を使用する場合は、全ての周波数帯の空中線電力を合計した値が40mW(上り)以下及び250mW(設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る場合は110mW)(下り)以下であること。

(13) 設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く無線設備と設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る無線設備が共有する場合においては、基地局対向器(上り)の空中線電力は40mW以下、陸上移動局対向器(下り)の空中線電力は、設備規則第49条の6第3項に掲げる周波数の電波を送信するものにあっては110mW以下、かつ、無線設備の空中線電力の総和は250mW以下であること。但し、陸上移動局対向器においては、等価等方輻射電力が絶対利得0dBiの空中線に250mWの空中線電力をえたときの値以下、かつ、設備規則第49条の6第3項に掲げる周波数の電波を送信するものにあっては、110mW以下の空中線電力をえたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

十三 副次的に発する電波等の限度(1)

(設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 測定対象が低レベルのため擬似負荷(減衰器)の減衰量はなるべく低い値(20dB以下)とする。

(2) 副次発射探索時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

掃引周波数幅	30 MHz～1 GHz、1 GHz～12.75 GHz
分解能帯域幅	周波数30 MHz以上1,000 MHz未満：100 kHz
	周波数1,000 MHz以上：1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
入力減衰器	なるべく0 dB
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

(3) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	周波数1,000 MHz未満：100 kHz
	周波数1,000 MHz以上：1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
入力減衰器	なるべく0 dB
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 受験機器の状態

試験周波数を連続受信する状態に設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器を2(2)のように設定し、各帯域毎に各々掃引して、副次発射の振幅の最大値を探査する。
- (2) 探査した結果が許容値以下の場合は、探査値を測定値とする。
- (3) 探査した結果が許容値を超えた場合に、スペクトル分析器の設定を2(3)とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。

全データを真数に変換し、平均電力を求め、dBm値に変換して副次発射電力をとする。

- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 結果は、許容値の帯域毎に振幅の最大値の1波あるいは必要な数波を dBm/100 kHz 単位、dBm/1 MHz 単位で、レベルの降順に並べ周波数とともに表示する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を(1)の単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の1波を(1)の単位で周波数とともに表示する。

6 その他の条件

- (1) 擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行うこととする。
- (2) スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音增幅器等を使用する。
- (3) スペクトル分析器のY軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。

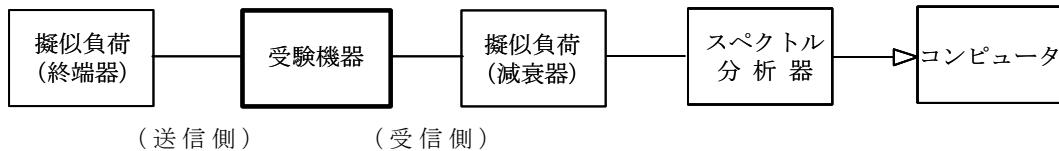
(4) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「R M S」を用いてよい。

十四 副次的に発する電波等の限度(2)

(設備規則第49条の6第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る)

(下り)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 測定対象が低レベルのため擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値(20dB以下)とする。

(2) 副次発射探索時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

掃引周波数幅	基地局送信帯域(注1)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注1 「基地局送信帯域」とは、832MHz～885MHz間における規定の周波数範囲をいう。

「基地局受信帯域」とは、887MHz～940MHz間における規定の周波数範囲をいう。

「その他の帯域」とは、30MHz～12.75GHzの範囲で基地局送信帯域及び基地局受信帯域以外の周波数範囲をいう。

(3) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数(探索された周波数)
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10dB/Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 受験機器の状態

試験周波数において、送信を停止し全時間にわたり連続受信できる状態に設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器を「基地局送信帯域」、「基地局受信帯域」及び「その他の帯域」毎に、各々掃引して副次発射の振幅の最大値を探索する。
- (2) 探索した結果が許容値以下の場合、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した結果が許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を 100 MHz、10 MHz 及び 1 MHz のように順次狭くして副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を 2 (3) とし、平均化処理を行って平均電力を測定する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 結果は、許容値の帯域毎に振幅の最大値の 1 波を dBm/30 kHz 単位で、周波数とともに表示する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を (1) の単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の 1 波を (1) の単位で周波数とともに表示する。

6 その他の条件

- (1) 擬似負荷は、特性インピーダンス 50 Ω の減衰器を接続して行うこととする。
- (2) スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。
- (3) スペクトル分析器の Y 軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (4) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてよい。

十五 副次的に発する電波等の限度(3)

(設備規則第 49 条の 6 第 3 項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る)

(上り)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 測定対象が低レベルのため擬似負荷（減衰器）の減衰量は 20 dB 以下とする。
- (2) 副次発射探索時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

掃引周波数幅 移動局送信帯域（注 1）

移動局受信帯域（注 1）

その他の帯域（注 1）

分解能帯域幅 送信帯域及び受信帯域：1 MHz

その他の帯域：30 kHz

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

掃引時間 測定精度が保証される最小時間

Y 軸スケール 10 dB/Div

掃引モード 単掃引

検波モード

ポジティブピーク

注 1 「移動局送信帯域」とは、887 MHz～940 MHz 間における規定の周波数範囲をいう。

「移動局受信帯域」とは、832 MHz～885 MHz 間における規定の周波数範囲をいう。

「その他の帯域」とは、30 MHz～12.75 GHz の範囲で移動局送信帯域及び移動局受信帯域以外の周波数範囲をいう。

(3) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	送信帯域及び受信帯域：1 MHz その他の帯域：30 kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 受験機器の状態

試験周波数において、送信を停止し全時間にわたり連続受信できる状態に設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器を「移動局送信帯域」、「移動局受信帯域」及び「その他の帯域」毎に、各々掃引して副次発射の振幅の最大値を探索する。
- (2) 探索した結果が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。
- (3) 探索した結果が許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100 MHz、10 MHz 及び1 MHz のように順次狭くして副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を2(3)とし、平均化処理を行って平均電力を測定する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 結果は、許容値の帯域毎に振幅の最大値の1波を送信帯域及び受信帯域にあっては dBm/MHz、その他の帯域にあっては dBm/30 kHz 単位で、周波数とともに表示する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を(1)の単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の1波を(1)の単位で周波数とともに表示する。

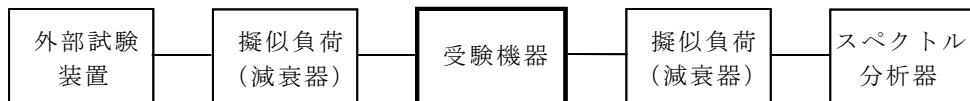
6 その他の条件

- (1) 擬似負荷は、特性インピーダンス50 Ωの減衰器を接続して行うこととする。
- (2) スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音增幅器等を使用する。
- (3) スペクトル分析器のY軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。
- (4) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いてよい。

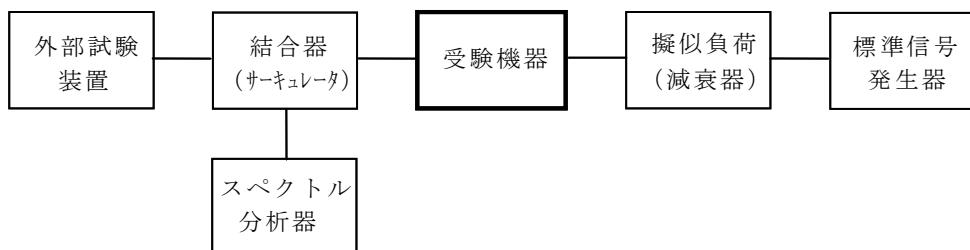
十六 総合動作試験

1 測定系統図

(下り)



(上り)



2 測定器の条件等

外部試験装置は擬似的に基地局信号を送信可能な装置であって、受験機器の動作を制御する信号（事業者固有の識別符号、事業者特有の信号又は受験機器を遠隔制御する信号のいずれか、以下制御信号）を送信できる装置である。

3 受験機器の状態

- (1) 受験機器の制御信号を受信可能な状態（通常運用状態）にする。
- (2) 受験機器の利得（増幅度）が可変できるものにあっては、利得が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

I 下り

- (1) 外部試験装置から受験機器の下り信号及び中継機能を動作させる制御信号を出力しスペクトル分析器で下り信号が送信されていることを確認する。
- (2) 外部試験装置から受験機器の下り信号を出力した状態で中継機能を動作させる制御信号を停止しスペクトル分析器で下り信号が送信されていないことを確認する。

II 上り

- (1) 標準信号発生器から受験機器の上り信号を出力する。
- (2) 外部試験装置から中継機能を動作させる制御信号を出力しスペクトル分析器で上り信号が送信されていることを確認する。
- (3) 外部試験装置からの中継機能を動作させる制御信号を停止しスペクトル分析器で上り信号が送信されていないことを確認する。

5 結果の表示

- (1) 良、否で、表示する。
- (2) 事業者固有の識別符号、事業者特有の信号又は受験機器を遠隔制御する信号のいずれを用いたかを表示すること。
- (3) (2) で用いた制御信号について、外部試験装置が通信を行った携帯無線通信方式を表示すること。

6 その他の条件

- (1) 4において、中継機能を動作させる制御信号を停止した場合の「信号が送信されていないことを確認する。」とは、試験周波数帯域内において、受験機器の入出力給電点間の利得が 0 dB 以下であることを確認すること。
- (2) 2において、外部試験装置が受験機器の下り R F 信号を出力した状態で中継機能を

動作させる制御信号のみオン、オフできない場合は受験機器の下り R F 信号を出力できる標準信号発生器と信号を合成する方法でも良い。

- (3) 受験機器が事業者特有の信号を定期的に受信して制御する場合にあっては、最長の動作時間を表示することが望ましい。
- (4) 3 (2) における、利得を最大に設定するとしているのは、複数の利得に設定できる受験機器の場合に最大となる利得に設定することである。
- (5) 2 及び 4 で用いる外部試験装置は中継する携帯無線通信方式のうち、試験を行う方式に対応した基地局信号を通信可能であること。
- (6) 試験を行う携帯無線通信方式の制御信号は工事設計書に記載すること。